

人権教育・啓発事業等の評価・検証資料

第3章 人権問題の現状等	第4章 人権教育・啓発の推進
<ul style="list-style-type: none"> 1 同和問題 1 2 女 性 2 3 子 ど も 3 4 高 齢 者 4 5 障害のある人 5 6 外 国 人 6 7 患 者 等 <ul style="list-style-type: none"> (1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群） 7 (2) ハンセン病 7 8 さまざまな人権問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等 8 ・ ホームレス 9 ・ インターネットによる人権侵害 10 ・ 個人情報の保護 11 ・ 性同一障害 11 ・ その他の人権問題 	<ul style="list-style-type: none"> 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所・幼稚園 12 (2) 学 校 13 (3) 地域社会 14 (4) 家 庭 15 (5) 企業・職場 16 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員・社会教育関係職員 17 (2) 医療関係者 18 (3) 保健福祉関係者 18 (4) 消防職員 18 (5) 警察職員 19 (6) 公 務 員 19 (7) マスメディア関係者 19

同和問題

(現計画の「施策の方向」)

<p>同和問題の解決へ向けた今後の取組については、1996年(平成8年)の[*]地域改善対策協議会の意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果、手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。</p> <p>そのためには、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた隣保館が、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用されることが重要です。</p> <p>隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取組を推進します。</p> <p>また、差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援します。</p>
--

担当部局	府民生活部（人権啓発推進室）	健康福祉部	商工労働観光部	教育庁
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権啓発（同和問題含む） ・ 市町村啓発事業への支援（人権啓発補助事業） ・ 市町村、関係団体等を対象に指導者養成研修の実施 ・ 啓発資料（冊子、パネル）、人権ロコミ講座（新聞掲載） ・ 平成23年度に20歳以上の府民3,000名を対象とした府民調査を実施し府民の人権意識を把握 ▶ 隣保館事業の支援 ・ 地域住民の相談事業や周辺地域の巡回相談、各種講座や教養・文化活動などの事業、隣保館デイサービス事業など、市町村が行う隣保館運営事業に対し国、府から補助 ・ 人権講演会や学習会、スポーツ教室など、隣保館を中心とした地域住民の交流や地域住民の自主的な活動事業に対し、国制度を補完し、地域のニーズに柔軟に対応できる府独自の補助を実施（地域交流活性化支援事業）を実施 ・ 京都府隣保館連絡協議会（構成：市町隣保館）と継続的に意見交換を実施 ・ 老朽化する隣保館の耐震化及びバリアフリー化を推進（この10年の間に14隣保館で実施） 	<p>【介護・地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得が少ない世帯、障害者、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長を促進 ▶ 平成21年10月に、離職者支援資金の廃止、総合支援資金の創設、連帯保証人に関する制度の緩和等、貸付制度の抜本的な見直しを実施 ▶ 平成17年度～25年度までの累計貸付実績は、17,155件 8,242,786千円 <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各市町村が行う地域支援事業において、隣保館施設を活用あるいは隣保館と連携した事業を実施するとともに、これらが一層促進されるよう、市町村の健康福祉部局に連携実施を呼びかけたり、隣保館職員の研修会等で地域包括支援センターの紹介や地域支援事業の活用を周知している。 	<p>(産業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中小企業等の経営基盤を確立するため、「あんしん借換融資」や「小規模企業おうえん融資」など、融資による資金支援を実施するとともに、中小企業応援隊による訪問・相談を通じた伴走型による補助金等、中小企業等の課題や状況などに応じた支援を実施してきているところ。 <p>(就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 厳しい就職環境にある地域の若年者等の就職を支援するため、府、市町村、隣保館が連携し、隣保館を会場に就職支援セミナーや個別相談を平成16年度から実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小・中学校段階における基礎学力の課題、高等学校における中途退学の課題等を同和教育上の残された課題として位置付け、その解決に向けて積極的に取り組んできた。 (基礎学力) ・ 義務教育9年間を見通し、学年の特性や児童生徒の発達段階に応じて指導方法や指導体制を工夫することができる、子どものための京都式少人数教育の推進 ・ 学力に課題の見られる児童生徒に対しては、個別指導や学習相談等、校内補習を実施（H21から中学1年生を対象にした振り返り集中学習、H25から中2学力アップ集中講座を実施）し、基礎学力の充実に向けた支援 ・ まなび・生活アドバイザーを平成19年度から小学校に、平成21年度から中学校に配置し、生活習慣の確立及び学習習慣の定着並びに生徒指導上の課題解決に向けた支援 (中途退学の解消) ・ 学力不振生徒への個別指導と考査前の補充講座の充実 ・ 学習・生活面で課題のある生徒に対する個別面談・家庭訪問などのきめ細やかな指導の充実 ・ スクールカウンセラーの配置（全府立高校） ・ 中・高連携により入学時からの目的意識を持たせる指導の充実 ・ 目的意識・将来展望の育成など、個に応じた適切な進路指導の充実 (人権意識の高揚) ・ H17～21年度、人権学習資料集(小学校編・中学校編・高等学校編)作成 ・ H23～25年度、人権学習資料集を活用し、カリキュラムを開発した実践事例を集約した、実践事例集(小学校編・中学校編・高等学校編)を作成 ・ 各学校でこれらの資料集等を有効活用するとともに、今日的な課題を取り入れるなど学習内容の工夫・改善に努め、人権学習の一層の充実を図る。 ▶ 社会教育の指導者研修会や教育局別人権教育行政担当者等研究協議会の実施。学習会等で活用できる学習教材を集めた視聴覚ライブラリーの充実、整備
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ②府民調査の結果（同和問題に係る人権意識に一定の改善は見られるが、住宅購入に係る人権意識や結婚に関わる具体的な質問に対する回答結果は10年前と比較して横ばい）及び宅建業者を対象にしたアンケート結果などから、依然として同和地区に対し忌避意識が存在 <ul style="list-style-type: none"> ※同和地区出身者の人権は尊重されている <ul style="list-style-type: none"> ⑬52.5% → ⑳56.3% ※通学区域に同和地区があることで住宅購入取りやめ差別だと思う <ul style="list-style-type: none"> ⑬56.5% → ⑳53.8% ※同和地区出身者との結婚で子どもの意志を尊重する <ul style="list-style-type: none"> ⑬68.9% (結婚認めない9.6% 分からない19.9%) ※宅建業者アンケート <ul style="list-style-type: none"> 同和地区か否かの質問を受けたことがある 44% ▶ インターネット上の同和問題に関連した差別事象や戸籍謄本等不正取得（身元調査目的）が続発している現状。こうした事案に対応した啓発等の取組が必要 ▶ 隣保館によって対象地域の規模や社会的環境が異なることから、地域の実情、ニーズに応じたきめ細かな支援が必要 	<p>【介護・地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本事業により、低所得者、障害者、または高齢者など、社会的弱者に対して、生活の立て直しのための継続的な相談支援と必要な資金を貸付けることで、一定の経済的自立を支援してきた ▶ 資金の貸付だけでなく、就労・生活の安定化に向けて丁寧な支援が必要 <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 隣保館との連携により、介護予防の必要性や地域包括支援センターの役割への理解・活用が促進 ▶ 市町村や隣保館へそれぞれ連携実施を呼びかけているところであるが、更なる連携に向け、市町村・隣保館への連携・周知を徹底するとともに、新たな手法を検討する必要がある。 	<p>(産業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 25年度は中小企業応援隊による3万社5万件の訪問や8,000件を超える融資件数、延べ2,500件を超える補助金交付などの実績 <p>(就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成16年、1市での開催から始めた事業であるが、25年度には9市町での開催にまで拡大しており、この事業をきっかけにして、多くの方々の就職が実現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校の全国学力学習状況調査の結果で改善傾向が見られる。 ・ 高等学校進学率が全国平均と比べて高い。 ・ 高等学校における中途退学率が全国平均と比べて低い。 ・ 就学援助率が増加するなど、子どもを取り巻く状況が厳しくなっている。 ・ 教職員の世代交代が進む中、同和問題をはじめ様々な人権問題についての理解と認識を深める研修の充実が重要
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権教育・啓発等の推進 ・ ②府民調査の結果が得られた知見（人権研修や人権問題に取り組む人との出会いの大切さ等）を人権教育啓発に生かしながら、様々なメディアを活用し、複雑、多様化する事案に対応した研修、啓発資料を提供 ▶ 隣保館事業への支援 ・ 隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして幅広く活用される必要があることから、引き続き、府関係部局や市町村との連携を図りながら、ソフト、ハード両面で隣保館の機能強化を支援 	<p>【介護・地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後も引き続き、生活福祉資金貸付事業を適切に運営し、生活困窮者の生活安定化に向けて、就労支援・自立支援につなげる。 ▶ 生活福祉資金(特に総合支援資金)借入者に対しては、ハローワークに繋ぐとともに、必要に応じて「ジョブパーク」や「京都自立自立就労サポートセンター」とも連携を強化し、就労に結びつける。 ▶ 平成27年度からは、生活困窮者自立支援法が創設される中、個々の生活困窮者に対する相談業務や就労支援を担う生活困窮者自立相談支援員と協力・連携し、生活困窮者の自立を支援 	<p>(産業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後とも、中小企業応援隊による伴走型の支援により、厳しい経営環境にある中小企業の方々へのきめ細かな支援に取り組む。 <p>(就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後とも、隣保館を会場に事業を継続していくなど、厳しい就職環境にあるの方々へのきめ細かな就労支援に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校教育においては、あらゆる教育活動を通じた人権教育を推進する中で課題解決を図っていく。 ・ 生涯学習の視点からの推進 ・ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成 ・ 教職員の認識の深化と指導力の向上 ▶ 社会教育においては、指導者の養成と資質の向上を図る研修会の充実や学習会等で活用できる学習教材を集めた視聴覚ライブラリーの充実、整備

女性

(現計画の「施策の方向」)

<p>我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、京都府では、「京都府男女共同参画推進条例」において、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」など6つの基本理念を定めています。こうした基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。</p> <p>DVについては、暴力の根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き相談や一時保護、自立支援など被害者の支援に取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカーなどの行為についても、人権教育・啓発を通して、こうした人権侵害行為の防止に努め、京都労働局や警察等関係機関と連携し、被害者への適切な支援に努めます。</p> <p>また、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携の下、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に努めるとともに、家族の一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、保育・介護サービスの充実や家庭と仕事の両立への支援に努めます。</p>

担当部局	府民生活部	健康福祉部	農林水産部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府では、平成16年に施行された「京都府男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画計画「KY0あけぼのプラン後期施策」（平成18～22年度）、「KY0のあけぼのプラン（第3次）」（平成23～32年度）、平成28年度に中間見直しを策定し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいる。 ▶ 女性の人権については、平成17年度に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（平成20、25年度改定）に基づき、児童虐待・DV・障害・ひきこもりなど家庭問題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターを平成22年度に開設し、関係機関が一体となってDV対策に取り組む「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を創設するなど、女性に対する暴力の防止と被害者の保護・自立支援に取り組んでいる。 ▶ 行政、経済団体、労働団体等で構成される京都雇用創出活力会議において策定された「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」（平成22年度策定、24年度改定）に基づき、就業と保育のワンストップ支援や、仕事と育児・介護等が両立できる職場づくりを支援するなど、女性が男性とともに社会のさまざまな分野に参画し、一層活躍できるための支援に取り組んでいる。 	<p>(DVについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成25年度に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」に基づき、京都府家庭支援総合センターを中心として、北部・南部家庭支援センターと連携しながらDVの防止と被害者支援の取組を実施 ▶ 行政、民間機関、医師会等の関係機関が情報を共有し、連携して支援が行えるよう平成22年度に「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置し、府内全域における被害者の保護自立支援への取組、関係機関と連携したワンストップ相談・支援体制の充実、被害者の自立生活の支援を連携・協働して実施 	<p>農村女性育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家族経営協定の締結推進 府内農業者に対して、協定締結に向けた個別支援を推進 ・平成24年度には6組が締結された。(累計286組) ▶ 農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ・山城農業改良普及センターで2講座開催（うち参加女性実人数19人開催回数7回） ▶ 農村女性組織の育成 女性の力を生かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催 ・中丹農業改良普及センターで1セミナー開催（うち参加女性実人数30人、1回）
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されている現状がある。 ▶ 平成24年の京都府の調査によると、女性の約4割が配偶者からの暴力の被害経験があると回答しており、京都府配偶者暴力相談支援センター（家庭支援総合センター）及び京都府男女共同参画センターにおけるDV相談件数は、それぞれ2,704件、225件で、ともに増加傾向にある（平成25年実績）。さらに、10歳代、20歳代における交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）の被害経験がある女性は約2割となっている。また、京都労働局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数も、平成25年は97件となっており、女性に対する人権侵害が依然として大きな問題となっている。 ▶ 女性に対する人権侵害をなくし、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、「京都府男女共同参画推進条例」の理念を十分に踏まえ、府民、事業者、行政の相互の連携・協働の下、総合的な施策を推進していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ DV相談窓口寄せられる相談件数が増加し、相談内容も多様化・複雑化していることから、京都府配偶者暴力相談支援センターの専門性の向上や市町村の相談体制の充実が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家族経営協定の締結推進については、一時期に比べ増加ペースは低くなったが、着実に締結数は増えている。 ▶ 農産加工等起業活動支援については、講座の卒業生が起業した例もあるなど、成果があがっている。 ▶ 農村女性組織の育成については、実践的な講座であるので、すぐに現場で活用され、直売所などで女性が経営に参画している。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「京都府男女共同参画推進条例」において定めている、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」など6つの基本理念にのっとり、「KY0のあけぼのプラン（第3次）」に基づき、男女共同参画の推進施策により、女性の人権が尊重される社会の実現に努める。 ▶ DVについては、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」に基づき、暴力の根絶に向けて、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」において関係機関との連携を一層強化し、引き続き予防啓発や相談、一時保護、自立支援など被害者の支援に取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカーなどの行為についても、人権教育・啓発を通して防止に努め、京都労働局や警察等関係機関と連携し、被害者への適切な支援に努める。 ▶ 「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画（第2次）」に基づき、京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点に、育児・介護等が両立できるような環境整備など、様々な分野で女性の参画が進み、一層活躍できるとともに、家族の一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、幅広い関係機関と連携して支援していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ DV相談員等へ体系的な研修を実施することで、京都府配偶者暴力相談支援センターの専門性の向上、市町村相談体制の充実を図り、円滑で効果的な被害者支援を進めるほか、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を活用し、関係機関の専門性を活かした被害者支援の充実を図る。 ▶ 今後とも、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」に基づき、取組を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家族経営協定については農村女性の地位向上と農業経営の参画を目的に推進しているところだが、専業農家数(5,316件 H22年度農林業センサス)に対する締結割合が5.3%であることから、引き続き推進を図る。また、引き続き農産加工や農業経営のセミナー等を開催し、女性起業化や女性組織の育成支援を続ける。

子ども

(現計画の「施策の方向」)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立って、2005年度(平成17年度)からスタートする新しい子育て支援計画や「東京都府青少年プラン」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを更に推進します。同時に、**児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援**するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取組や家庭が**発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実**を図ります。また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど**社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築**を推進します。さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう**相談指導体制の一層の充実**に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図ります。子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

担当部局	府民生活部	健康福祉部	教育庁																																																							
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、「家庭支援総合センター」内に「立ち直り支援チーム(愛称:ユース・アシスト)」を設置し、学校や警察、児童相談所等の関係機関から紹介を受けた少年を対象に、個々にプログラムを作成して支援を行う「寄り添い型支援」と、非行が比較的軽微な少年を対象に、地域の清掃等の社会貢献活動を行う「家庭裁判所係属中少年への支援」を実施 ▶ 家庭や学校に居場所がなく、疎外感・孤立感を抱えた少年たちが、悩み相談や学習支援・体験活動等を通じて、自分の居場所や役割、存在価値を見出すことにより非行・再非行を防止するため、地域の民間団体と協働した居場所(ユース・コミュニティ)を設置しています。(平成26年度～:モデル事業として2箇所(乙訓、南丹地域)) 	<p>【家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童虐待の未然防止については、医療機関と市町村が連携を進め、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するほか、子育て家庭が孤立したり、子育ての負担感が強い家庭を行政機関へ繋げるため、子育て支援を行うNPO団体へ補助を行い、地域で子育て家庭を支える取組を推進 ▶ 家庭支援総合センターにおいて、児童虐待・DV被害者支援チームの設置して、保護者への虐待再発防止プログラムやカウンセリングを通じ、再発防止に向けた取組を進めております。さらに、児童虐待防止の啓発を推進するため、月間の11月を中心として「オレンジリボンキャンペーン」に市町村等と連携して取り組んでいる。 ▶ 「子どもの貧困対策」については、本年8月に閣議決定された国の大綱を踏まえ、年度内に京都府の推進計画を策定する予定であり、外部有識者や当事者等による「検討会」を開催しているところ。 <p>【子育て政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て支援計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月に、子育て支援計画「未来っ子いきいき応援プラン」を改定し、現行計画を基本としながらも、今後5年間に重点的に取り組む施策を位置づけ、次代を支える子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、府民や、保育所・幼稚園・学校等関係機関などが連携・協働し、「子育て・子育て・親育ち」を社会全体で支援していく仕組みを作り、充実を図ってきたところ。 ▶ 子育て家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・療養が長期にわたり、保護者の精神的負担が大きい小児慢性特定疾病児童等をもつ家庭に対し、相談等を実施(専用電話相談、医師等による専門相談、ピアカウンセラーの育成、保護者同士の交流会等) ・出産直後からの育児不安や心身の不調をつ妊産婦に対し、個々のニーズに応じた支援を行う産前・産後ケア専門員等を養成(妊娠・出産・産後支援事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成19年度から24年度まで府 PTA 協議会委託事業として、小学校入学前の子どもを持つ保護者を対象に、子育ての不安や悩みを和らげ、親同士のつながりをつくる「親のための応援塾事業」を実施 ▶ また、相談指導体制の充実を図るため、全中学校・高等学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校にも配置の拡充に努めている。府総合教育センターでは、平成6年度から児童生徒や保護者の教育相談に適切に対応するため、現在、24時間電話相談、メール相談をはじめ、臨床心理士などによる来所相談、巡回相談など、総合的な教育相談を実施 ▶ 平成25年度に体罰防止の手引きを作成し、教職員研修の充実を図っている。 ▶ 平成26年4月、京都府いじめ防止基本方針を策定、各学校においても学校独自の「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を設置し、いじめの未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を充実 ▶ 平成25年度から「いじめ・非行防止キャンペーン事業」として、PTAによる「親のための非行防止教室」や「声かけ(あいさつ)見守り運動」を支援しており、平成26年度は府内公立中学校PTAが中心となり地域の団体と連携した「声かけ(あいさつ)見守り運動」が、府内全中学校で取り組まれている。 <p>教育相談件数状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>3,146</td> <td>2,918</td> <td>2,519</td> <td>2,944</td> <td>2,948</td> <td>2,571</td> <td>2,025</td> <td>2,186</td> <td>2,116</td> <td>2,672</td> </tr> <tr> <td>来所相談</td> <td>816</td> <td>1,448</td> <td>1,746</td> <td>1,955</td> <td>2,430</td> <td>2,517</td> <td>1,997</td> <td>1,682</td> <td>1,453</td> <td>1,122</td> </tr> <tr> <td>巡回相談</td> <td>319</td> <td>146</td> <td>133</td> <td>206</td> <td>305</td> <td>306</td> <td>284</td> <td>307</td> <td>250</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>メール相談</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	電話相談	3,146	2,918	2,519	2,944	2,948	2,571	2,025	2,186	2,116	2,672	来所相談	816	1,448	1,746	1,955	2,430	2,517	1,997	1,682	1,453	1,122	巡回相談	319	146	133	206	305	306	284	307	250	186	メール相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70
年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19																																																
電話相談	3,146	2,918	2,519	2,944	2,948	2,571	2,025	2,186	2,116	2,672																																																
来所相談	816	1,448	1,746	1,955	2,430	2,517	1,997	1,682	1,453	1,122																																																
巡回相談	319	146	133	206	305	306	284	307	250	186																																																
メール相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70																																																
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 少年の気持ちに寄り添った支援により、それまでの非行行動等が改善され、進学や就労に至るなど立ち直りにつながっている。 ▶ 地域での支援の中心となる「居場所」や「人材」が不足しており、地域との協働・連携のさらなる充実が必要 	<p>【家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童虐待相談受案件数が年々増加しており、その内容も多様化・複雑化していることから、市町村要保護児童地域対策協議会や医療機関等の関係機関・団体との一層の連携・協働が必要 <p>【子育て政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て支援計画 <ul style="list-style-type: none"> ・依然として少子化は進行し、すでに多くの地域において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかるとともに、雇用情勢をはじめとする生活への不安感が拡大しており、親子のふれあう時間の減少やネグレクトなどの児童虐待の増加等による家庭内暴力の社会問題化などが後を絶たず、子どもを育む環境は依然として厳しい状況 ▶ 子育て家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や地域の繋がりの希薄化で妊産婦が孤立化、妊娠・出産の不安が拡大 ・妊娠、子育てに関する様々なサービスがあるが、個々の状況に応じたサービスにつながりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「親のための応援塾事業」は、平成24年度に府内のほぼすべての小学校及び特別支援学校で取り組まれるようになり、保護者同士のつながりができた等の成果があった。平成26年度から各校PTAの自主事業として取り組まれている。 ▶ 平成26年度から、PTA事業の「いじめ・非行防止キャンペーン事業」に取り組むことによって、地域全体での意識が高まっている。 																																																							
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学習支援等の支援サポーターや、体験活動等受入協力団体を拡充するとともに、地域における「居場所」づくりの取組をさらに推進 	<p>【家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成25年度に関係行政・団体等と設立した「要保護児童地域対策協議会」を活用するなど、児童虐待防止の取組をさらに推進 ▶ 「子どもの貧困対策」については、中間案を取りまとめ、議会報告、パブリックコメントを経て、年度内に京都府の推進計画を策定する予定 <p>【子育て政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て支援計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月からの5年間を見据えた「未来っ子いきいき応援プラン」の改定に当たっては、少子化対策を国家的課題と位置づけ、国と地方が総力を挙げて少子化策の抜本強化に取り組むことが必要との基本的な認識のもとに、京都府としても、少子化問題に対して、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない総合的な少子化対策に取り組むとともに、子ども・子育て支援新制度の本格施行と相まって、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みをつくり、総合的・計画的に施策を推進 ▶ 子育て家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・核家族化の進展等により、地域において妊産婦を支える力が弱くなる中、従来の母子保健サービスだけでは十分でないため、市町村や地域で子育て支援に取り組む個人・団体と連携して、妊娠、出産から子育てに至るまで切れ目のない支援の体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「いじめ・非行防止キャンペーン事業」については、声かけ(あいさつ)・見守り運動を引き続き実施。 ▶ 総合教育センターでの総合的な教育相談を充実していく必要がある。 ▶ 家庭の社会・経済的背景が厳しさを増す中、子どもの貧困対策を推進し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう環境整備を進める必要がある。 																																																							

高齢者

(現計画の「施策の方向」)

<p>高齢者がたとえ寝たきりや認知症（痴呆）等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「京都府高齢者保健福祉計画」に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。</p> <p>特に、認知症（痴呆）等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、[*]在宅介護支援センター等による相談を通じて、虐待を受けている高齢者について、市町村と連携した取組を推進します。</p> <p>また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取組を進め、社会参加の促進や雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。</p> <p>さらに、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、[*]「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めるとともに、京都府高齢者情報相談センターにおける様々な相談活動や高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組の推進に努めます。</p>

担当部局	健康福祉部												
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基盤整備 ・ 寝たきりや認知症等、介護が必要になった高齢者に対応する施設として、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の整備を高齢者健康福祉計画に基づき進めてきたところ。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成26年度末(見込)</th> <th>増床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>8,730床</td> <td>11,639床</td> <td>2,909床</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>5,752床</td> <td>6,965床</td> <td>1,213床</td> </tr> </tbody> </table> ▶ 介護サービスの質の向上 ・ 介護保険事業者への指導に際しては、利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点を中心に重視しており、毎年、集約指導や実地指導における重点事項としている。 ・ サービスの質の向上に取り組む事業者を評価・支援する第三者評価制度の推進や、認知症をはじめとするサービス従事者向けの研修等にも取り組んできたところ。 ▶ 元気高齢者 ・ 平成26年度から「元気な高齢者活躍推進事業」を（公財）京都SKYセンターに委託して実施しており、団塊の世代を中心に、高齢者が知識と経験、意欲を活かして社会の担い手となる、生涯現役社会の実現を目指して事業を実施 ▶ 権利擁護 ・ 障害者・高齢者の権利擁護に関する市町村の取組を支援するため、平成24年6月に「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を設置し、弁護士等の専門職団体と連携・協力し、高齢者虐待の対応窓口となる市町村の取組を支援するとともに、成年後見制度の利用促進に努めている。 ▶ 福祉のまちづくり ・ 障害者や高齢者が暮らしやすいまちはすべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという府民共通の認識の下、施設や交通機関等の整備を進めるとともに、多様な人が互いを理解し、日常的に交流し得る地域社会づくりを進めるという両面から、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、生活環境の整備を進めている。 ・ 平成23年9月から、障害者や高齢者等の外出を支援するため、利用証を交付し、車いすマークの駐車場を優先的に利用いただく「京都おもいやり駐車場利用証制度」を実施 		平成17年度	平成26年度末(見込)	増床数	介護老人福祉施設	8,730床	11,639床	2,909床	介護老人保健施設	5,752床	6,965床	1,213床
	平成17年度	平成26年度末(見込)	増床数										
介護老人福祉施設	8,730床	11,639床	2,909床										
介護老人保健施設	5,752床	6,965床	1,213床										
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基盤整備 ・ ほぼ、計画通りに施設整備が進んでいるが、京都府の特別養護老人ホームの入所待ち状態にある申込者は、平成22年から4年間、約3,000人（京都市除く）と横ばいで推移している。 ▶ 介護サービスの質の向上 ・ 事業者への指導やサービス従事者への研修、第三者評価の推進により、サービスの質の向上についての事業者の認識は高まってきているが、身体拘束に係る手続きの不備等、一部に不適切な事例もみられるところ。 ・ 第三者評価については、毎年、受診件数が200件以上となっており、全国的にも極めて高い水準 ▶ 元気高齢者 ・ これまでから（公財）京都SKYセンターを核にして、多彩な分野でのシニア大学講座の開講やサークル活動の支援、生きがいを創るリーダー養成など様々な事業を展開し、生涯現役社会を推進 ・ 地域での活動について老人クラブが支え合いを通じて高齢者の生活を守り豊かにする支援活動を行っている。 ・ 雇用の長年齢化も進んでおり定年延長など対象者のライフプランも多様化していることから、これに沿った対策が必要な点や、老人クラブ会員の高齢化などが課題 ▶ 権利擁護 ・ 障害者・高齢者の権利擁護のため、引き続き、虐待防止や成年後見制度の利用促進の取組を進めていく必要がある。 ▶ 福祉のまちづくり ・ 京都府福祉のまちづくり条例に規定する施設整備基準に適合するまちづくり施設の整備促進に取り組んでいる。（適合証交付件数 2,358件（平成25年度末現在）） ・ 「京都おもいやり駐車場利用証制度」については、平成26年10月1日現在、利用証を6,096枚発行、協力駐車場は1,070施設、2,134区画を確保。しかし、本当に必要としている方が使えないという声もあり、駐車マナーの向上が必要 												
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基盤整備 ・ 現在策定中の第7次高齢者健康福祉計画（計画期間：平成27～29年度）において、入所申込者のうち、真に入所が必要と判断される者が入所可能となるよう、市町村と施設整備計画を調整することとしている。 ▶ 介護サービスの質の向上 ・ 今後も引き続き、サービスの質の向上の観点から、事業者への適切な指導・支援及びサービス従事者の研修等に努めるとともに、全国トップレベルの水準にある第三者評価のさらなる推進に取り組む。 ▶ 元気高齢者 ・ 元気な高齢者の活躍推進については2ヵ年事業（平成26～27年度）の取組であるため今年度は事業に必要な調査や関係団体との調整を行っており、今後具体的な事業展開を図っていく。 ・ 老人クラブにおいては1万人増を目標として若手の拡大を軸に会員を増強 ▶ 権利擁護 ・ 引き続き、センターを核として、市町村をはじめとする関係機関、関係者と一層連携・協力し、障害者・高齢者への虐待の防止、成年後見制度の利用促進に取り組んでいきたいと考えている。 ▶ 福祉のまちづくり ・ 「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設などの特定まちづくり施設の整備促進に引き続き取り組む。 ・ ホームページ「京都府 人にやさしいまちづくり」上において、施設のバリアフリー情報を掲載するなど、利用しやすい施設の情報発信に努めると同時に、施設管理者への啓発に積極的に取り組む。 ・ 「京都おもいやり駐車場利用証制度」についても、引き続き制度の周知啓発を行うとともに、必要な方が利用できるよう協力駐車場の拡大や駐車マナー向上に取り組む。 												

障害のある人

(現計画の「施策の方向」)

障害のある人が^{*}ライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、障害者施策の新たな基本方針となる「新・京都府障害者基本計画」を策定し、今後とも、障害及び障害のある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの**生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援**を推進するとともに、**障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発**を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と**障害のある人の権利擁護に向けた取組**を推進します。

また、今後の障害のある人に対する支援のあり方は、「障害の有無にかかわらず、府民だれもが相互に人格と個性を尊重し、パートナーとして支え合う共生社会の実現」を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」が大きな方向性となってくるため、京都府としては、こうした状況の変化を十分に勘案しながら、今後の施策を推進します。

担当部局	健康福祉部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府では、「京都府障害者基本計画」（平成17年度～平成26年度）に基づき、障害のある人が地域の人々とともに、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活し、障害のある人の「完全参加と平等」が実現できる社会を目指して、①自立支援、②差別禁止、③社会のバリアフリー化の推進、④利用者本位の支援、⑤障害特性を踏まえた施策の展開等の方針の下、障害のある人の活動を制限し、社会の参加を制約している諸要因を除去し、障害のある人が能力を最大限に発揮できるよう支援を行ってきたところ。 ▶ 平成26年3月には、障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向けて、京都府全体でその取組を進めていくため、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を制定
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ これまでの取組を通じて、京都府、市町村、障害者関係団体・施設・事業者等が連携して施策を進めることにより、かつてに比べると、障害福祉サービスの提供体制は整い、障害のある人に対する理解も徐々に深まりつつある。その中で、障害のある人の社会参加も大きく進んできたところ。 ▶ 依然として、障害福祉サービスは十分であるとは言えず、また、障害のある人が毎日の生活を送る上で支障となるバリアがあることによって、障害のある人が、地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできていない状況
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「京都府福祉のまちづくり条例」などの下、「新京都府障害者基本計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、これまでの取組を継続、充実させつつ、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現、人権尊重の社会づくりに取り組む。

外国人

(現計画の「施策の方向」)

<p>府民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍府民が府民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となります。</p> <p>今後とも、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、各種審議会等への参加機会の拡大を図り、その意見の反映に努めながら、京都府や[*](公財)京都府国際センターをはじめ、市町村、企業、大学、NPO等の連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。</p> <p>また、外国籍府民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、引き続き市町村と連携を図りながら、効果的な啓発の取組を推進します。</p>
--

担当部局	知事直轄組織
<p>取組・実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国籍府民共生施策懇談会の設置（平成20年度～） 外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題について意見を求め、施策実施の参考とするため平成20年5月から設置。委員は、学識経験者委員と公募委員で構成。平成26年度は、委員12名中7名が外国籍委員。年3～4回開催しており、これまで計22回実施。 ・リーフレット「外国籍府民のための安心・安全情報」作成 ・「外国籍府民のための医療ガイドブック」作成 ・「外国人のための災害ガイドブック」作成 ・京都府外国人住民に向けた防災についてのアンケート調査 ・(公財)京都府国際センターHP「生活情報Q&A」を充実 等 ▶ (公財)京都府国際センターと市町村等が共同し、災害多言語支援センターの設置・運営訓練や外国籍府民向け防災オリエンテーションを実施（京都市内、舞鶴市、南丹市、城陽市、宮津市、木津川市等） ▶ (公財)京都府国際センターにおいて日本語教室等の開催 ・〔日本語教室〕基礎クラス（20回） 年2期実施 ・ 会話クラス（10回） // ▶ 人権のパネル展示、パンフ配付 <p>府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う多文化共生社会の実現に向け、府民が多く集まる催しや広報媒体を通じた府民啓発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権ゆかりの地をたずねて」や「人権ロコミ講座」等の啓発冊子や、今年度新たに人権啓発推進室と連携して作成した人権啓発パネルを用いて啓発を実施 <p>【平成26年度】（予定）</p> <p>中 丹：10/19 由良川元気サミット&中丹府立学校文化祭 （京都府中丹文化会館）</p> <p>丹 後：10/19 丹後・食の王国 食と文化の祭典 in 丹後あじわいの郷</p> <p>京都市内：11/23 あすkyoフェスタ（府立植物園）</p> <p>【平成25年度】</p> <p>南 丹：10/19 京都丹波EXPO2013inなんたん （於：すばーく園部、南丹市園部海洋センター、園部公園）</p> <p>丹 後：10/20 丹後・食の王国 食と文化の祭典 in 丹後あじわいの郷</p> <p>京都市内：10/12 京都「九条ねぎ」フェスティバル</p>
<p>評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国籍府民共生施策懇談会については、長年京都に居住している外国人住民や留学生等、立場の異なる外国籍委員等から直接、意見を聴取することができ、実施可能な施策から取り組んでいる状況。医療や災害のガイドブックについては、HPからダウンロードできるようにしており、需要が多い。 ▶ 災害時に関する取組については、26年度の京都府総合防災訓練において府・国際センター・木津川市・木津川市国際交流協会が共同し、災害多言語支援センターの設置・運営訓練が実施できたが、まだ取り組んだことがない市町村も多く、より啓発が必要。 ▶ 特に災害時は、市町村が直接の窓口になることから、身近なボランティアの人材育成が重要となる。 ▶ インターネット上の誹謗中傷や外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされる現状を踏まえ、引き続き、民族や国籍による差別を許さないまちづくりを進めていくことが重要。
<p>今後の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府における外国人住民数は、2013（平成25）年末で51,335人。京都府人口の1.96%を占める。2003（平成15）年末と比較すると、約5,400人減少している。いわゆる在日韓国・朝鮮人等、オールドカマーが減少しており、ニューカマーが増加している。 ▶ 外国籍府民共生施策懇談会で出された意見等に基づき、日本語指導等、外国籍府民を支援していただいているボランティアの方々のスキルアップ研修や人材育成をはじめ、外国籍府民のサポート団体等への支援に取り組むとともに、多文化共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて、府民啓発に引き続き取り組んでいく。

患者等（エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

（現計画の「施策の方向」）

H I V感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、H I V感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・H I V感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

担当部局	健康福祉部	教育庁
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ H I V感染者が若年層に多いことから、若者を中心としたエイズ等予防啓発ボランティアグループの養成や、保健所における予防教育等の実施により、エイズまん延防止とエイズ患者・H I V感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいる。 ▶ 感染経路は男性の同性間性的接触によるものが最も多いため、男性同性愛者に対する相談室の設置など、感染拡大の防止に取り組むと共に、正しい知識の普及啓発活動を促進 ▶ H I V感染者・エイズ患者に対する医療体制の充実を図るため、医療従事者に対する研修会の開催や、エイズ治療拠点病院等連絡会議の設置など、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 体育科・保健体育科の学習や特別活動等では、学習指導要領に則って、文部科学省の健康啓発教材等をの活用しながら、エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させるとともに、人権尊重の精神に基づき、エイズに対する偏見・差別を払拭することにも触れた指導が行われている。 ▶ 「エイズ文化フォーラム in KYOTO」「世界エイズデーポスターコンクール」への参加を促したり、府保健福祉部健康対策課と連携した高校生用啓 発パンフレットを作成し、府立学校第2学年生徒全員に配付（平成16年～21年度）する等、エイズに関する正しい知識等の啓発活動の推進を図っている。 ▶ 人権学習資料集（小学校編H19作成・高等学校編H21作成）において エイズ患者等の人権問題の教材を掲載
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新規エイズ患者・H I V感染者報告数は依然として増加しており、京都府においても、20代・30代の若年層や男性同性愛者を中心に感染が広がっている。 ▶ エイズを発症して初めて感染が判明する事例が多いことから、保健所の検査事業の普及による早期発見・早期治療を促進し、感染予防やエイズ発症の防止に努める必要 ▶ エイズについての関心が薄れつつあることから、正しい知識の更なる普及に努めるとともに、エイズ患者・H I V感染者に対する差別や偏見をなくし、エイズ患者・H I V感染者が安心して暮らせる社会づくりを目指した施策の充実が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教科の目標を達成しつつ、特別活動等との連携も踏まえたエイズ教育が進められている。 ▶ 今後は、エイズに関する正しい知識の習得に併せ、あらゆる人権問題との関連性に留意しながら、新興感染症（SARS、エボラ出血熱、鳥インフルエンザ等）や再興感染症（結核、マラリア、デング熱等）など、様々な感染症についても、人権に配慮した適切な態度や自己管理能力を身に付けていく必要がある。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ H I V感染者が依然として若年層に多いことから、今後も学校教育などにおいてエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、エイズ患者・H I V感染者があらゆる場において不当な扱いをうけないよう、偏見や差別をなくすための普及啓発活動を促進 ▶ 医療従事者向けの研修会の開催など、エイズ患者・H I V感染者が安心して生活を送れる環境の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ これまでの取組を継続、充実させることにより、引き続き、エイズ等に関する教科の目標の達成に向けた手立てを支援するとともに、偏見や差別を払拭するための取組を推進していく。

患者等（ハンセン病）

（現計画の「施策の方向」）

ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

担当部局	健康福祉部	教育庁
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきたが、平成8年3月に隔離を主体とした「らい予防法」は廃止され、平成13年には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立 ▶ 京都府においても、こうした一連の動きを受け、京都府出身の療養所入所者1人1人にお詫びと励ましの気持ちを込めたメッセージを届けるとともに、療養所入所者の里帰りやハンセン病に対する誤解を解消するための啓発に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養所入所者が郷里に帰って墓参りなどができるよう2泊3日の里帰り事業を実施 ・ 里帰りや社会復帰などの相談を受ける総合的な相談窓口を健康対策課内に設置 ・ 京都府出身者との交流を深め、望郷の念を癒し療養生活を激励するため、毎年、府出身者のおられる全療養所を訪問 ・ 府内の全高校3年生等を対象に啓発リーフレットを配布 ・ 療養所入所者等で住宅に困窮している方が府営住宅に優先的に入居できる制度を整備 ・ 府内の中高生が療養所を訪問し、入所者との交流を通じて正しい知識の普及、差別偏見の解消に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中学校・高等学校の教科（社会科等）において指導 ▶ 人権学習資料集（中学校編H20作成・高等学校編H21作成）、人権学習実践事例集（高等学校編H25作成）において、ハンセン病患者・回復者の人権問題の教材を掲載 ▶ ハンセン病療養所入所者との交流・施設見学等体験学習（福知山市立夜久野中学校、府立京都八幡高等学校）
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 回復者の高齢化に伴い、世間のハンセン病問題への認識が希薄になっていくことが危惧されており、特に若年層では、問題自体を知らない方が多くなっていくと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ハンセン病療養所入所者との交流・施設見学等体験学習は、偏見や差別を解消する上で、非常に効果的であり、多くの学校に広げていきたいが、費用がかかる。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 偏見や差別の解消を目指し、広く府民へ啓発を行うとともに、ハンセン病問題を風化させないため、若年層等に対して正しい知識の普及啓発を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ これまでの取組を継続、充実させることにより、引き続き、ハンセン病を含む患者等に関する人権問題の理解と認識を深め、偏見や差別を払拭するための取組を推進していく。

さまざまな人権問題（犯罪被害者等）

（現計画の記載内容）

<p>犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。</p> <p>警察では、被害者の人権に配慮し、その尊厳を傷つけないという基本方針の下に[*]「<u>京都府警察被害者対策要綱</u>」を制定（1996年（平成8年）10月）し、被害者対策に係る各種施策の推進に努めているほか、[*]<u>犯罪被害給付制度に基づく給付金支給裁定事務の適正かつ効果的な運用</u>に努めています。</p> <p>現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者支援団体等の各層で被害者支援のための様々な取組が推進されるなど、被害者支援に係る社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、更に、<u>司法、行政、医療、民間被害者支援団体等の関係機関・団体が相互に連携した活動</u>が求められています。</p> <p>今後とも、警察をはじめ、[*]京都府犯罪被害者支援連絡協議会の活動を通じ、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるほか、京都府公安委員会から[*]犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている[*]<u>（公社）京都犯罪被害者支援センターとの連携を強化し、効果的な被害者支援活動を推進</u>します。</p>
--

担当部局	府民生活部	健康福祉部	警察本部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府では、平成16年12月に「犯罪被害者支援」が明記された「犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、この条例に基づき具体的な施策を盛り込んだ計画を必要に応じて見直している。平成20年1月30日に「京都府犯罪被害者サポートチーム」を設置して、事務局に相談専用電話を開設、被害者の視点に立ち適切な支援策を講じるための支援コーディネーターを配置し、犯罪被害者と各支援機関を結ぶためのネットワークを構築して総合的な支援を推進 ▶ 平成23年度からは京都府警や京都市（京都市立の学校の場合）との共催で、府内の中学・高等学校等において、犯罪被害者遺族による講演を主とした「いのちを考える教室」を実施して、犯罪被害者等の置かれた現状や支援への理解を促進している。 ▶ 更に、死傷者多数の事件・事故が発生した際に被害者や発生現場の地域住民等に対して精神的ケアを行い、二次被害の拡大防止を図るため、平成25年7月に「京都府大規模事件・事故地域ケアチーム」を発足、翌月の福知山花火大会爆発事故の際には地域ケアチームを設置・運用して、福知山市や府内の保健所で「こころの相談窓口」を開設して心のケアにあたっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 性被害者に対し被害直後から心身の回復まで、切れ目なく支援が行えるよう、行政、医療機関、警察、弁護士、カウンセラー、民間団体等の関係機関のネットワーク構築に向けた検討会を設置し、検討を重ねるほか、被害者の状況に合わせ医療や法的対応、心のケアの寄り添い支援ができるよう、性犯罪、性暴力被害者の心理や対応方法についての専門的スキルに加え、医療・司法等関係機関の支援をコーディネートできる、センターの相談体制を支える人材を育成し、センター開設に向けた準備を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成23年12月、「京都府警察被害者支援要綱」を「京都府警察犯罪被害者等支援要綱」に改訂し、被害者支援に係る各種施策の充実を図るとともに、犯罪被害給付制度に基づく給付金支給裁定事務の適正な運用に努めている。また、平成23年4月、被害者支援総合プラン「京の絆」を策定し、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運醸成と治安再生を視野に入れ、犯罪被害者遺族の講演会や中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等の広報啓発活動を展開 ▶ 京都府犯罪被害者支援連絡協議会等の被害者支援ネットワークの活用により、関係機関・団体との連携を強化し、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めている。特に、少年や性犯罪被害者等に対しては、（公社）京都犯罪被害者支援センターと連携し、早期に効果的な支援を受けられるように努めている。
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成26年4月、京都府の全市町村で犯罪被害者に特化した条例が制定施行（全国で3府県のみ）されたが、全ての条例に見舞金等経済的支援が明記されているのは京都府のみであり、府全体をあげて犯罪被害者等支援施策に取り組んだ成果であり、見舞金等の支給については、既に8市町で支給の実績がある。 ▶ このように犯罪被害者等支援施策は着実に進展してきたところであるが、犯罪被害者等に対する社会の理解や支援は未だに十分ではなく、更なる広報啓発活動、支援活動の充実が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 心身に大きなダメージを受けた性被害者に対し、被害直後から被害者に寄り添い、心身のケアを行うことが重要であることから、被害者支援のため、行政、医療機関、警察、弁護士、カウンセラー、民間団体等によるネットワークを構築し、「性被害者ワンストップ相談支援センター（仮称）」の設置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被害者が刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担等の二次的被害を軽減するため、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングの実施や被害者等に係る初診料、診断書料等を公費負担するなど、各種施策の充実、適正な運用を図った。 ▶ 平成26年4月1日までに府内26全ての市町村で、相談窓口の設置、見舞金等の支給による支援を行う犯罪被害者支援に特化した条例が施行 ▶ 犯罪被害者等のニーズは、生活上の支援を始め、医療、刑事手続等極めて多岐にわたっており、司法、行政、医療、被害者支援団体等の関係機関・団体がより一層連携した効果的な被害者支援活動が求められている。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 犯罪被害者等支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・（公社）京都犯罪被害者支援センター北部拠点の開設・運用支援（H28.4 設置予定） ・性被害者ワンストップ相談支援センター（仮称）の設置（H27.4 設置予定） ▶ 民間活動団体への支援と連携強化 ▶ 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成27年の「性被害者ワンストップ相談支援センター（仮称）」の設置に向けて取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 犯罪被害者等の尊厳を重んじるとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、「京都府警察犯罪被害者等支援要綱」に基づき、給付金支給裁定事務を始めとする各種施策の効果的かつ適正な運用に努める。 ▶ 犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、引き続き（公社）京都犯罪被害者支援センター等と連携するとともに、設置予定の性被害者ワンストップ相談支援センター（仮称）において、被害者の心情に十分配慮した適切な対応に努める。 ▶ 警察では、交通事故で死亡した男児が生前育てていたひまわりの種を遺族から引継ぎ、平成27年には府内の全警察署等で、平成28年には全国でひまわりを咲かせる「ひまわりの絆プロジェクト」に取り組み、命の大切さを啓発することとしている。

さまざまな人権問題（ホームレス）

(現計画の記載内容)

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要であり、2002年（平成14年）に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2004年（平成16年）に^{*}「京都府ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力しながら、府民の理解と協力を得て、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

担当部局	健康福祉部
<p>取組・実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府内におけるホームレスの自立支援については、京都府と府内におけるホームレスの大多数(約90%)が生活している京都市が中心となって取り組んできた。 ▶ 京都府では、平成21年10月から、緊急一時的な宿泊場所を提供(H26.10現在3箇所)し、福祉事務所等職員による相談、生活指導等を行い生活の再建を支援する「緊急一時宿泊事業」を実施しており、基本的には生活保護制度を適用し、福祉事務所等において就労自立への支援に取り組んでいる。 ▶ 京都市では、平成21年11月から「緊急一時宿泊事業（4施設）」を実施しているほか、「訪問相談事業」、「衛生改善事業」、「応急援護事業」、「自立生活推進事業」、「無料法律相談事業」に取り組まれている。
<p>評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「京都府ホームレス自立支援等実施計画（平成16年8月）」を策定する前のホームレスの実態に係る全国調査（H15.2）では、京都府内に660人（京都市624人、京都市以外36人）のホームレスを確認していたが、直近の調査（H26.1）では、約82%減の121人（京都市113人、京都市以外8人）となっている。 ▶ ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が顕著になっているほか、路上生活からの脱却について消極的なホームレスも増加しており、個々の状況に応じた丁寧な相談を受けて、自立に向けた継続的な支援や適切な健康指導等が必要
<p>今後の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月から施行 ▶ 新法の実施主体は、福祉事務所設置自治体（市域は各市、町村域は京都府）であり、生活困窮者の個々の状況に応じた包括的・継続的な支援を実施することとなる。 ▶ 現在のホームレス対策である「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」は、期間を定めて重点的に対策を実施する特別措置法であり、また、施策に係る財源については、リーマンショックを受けた緊急的な措置として全額国負担となっている。厚生労働省からは、ホームレス対策については、新法に位置付けることにより、安定的な財源を確保して恒久的な制度とする旨の説明を受けており、平成27年度以降は、新法の実施主体が、ホームレスに対する包括的・継続的な支援に取り組むこととなる。

さまざまな人権問題（インターネットによる人権侵害）

(現計画の記載内容)

<p>インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権にかかわる問題が多数発生しています。</p> <p>2002年（平成14年）には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者が[*]プロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。</p> <p>こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個別的な対応を図っていきます。</p> <p>さらに、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。</p>
--

担当部局	府民生活部(人権啓発推進室)	府民生活部(青少年課)	教育庁	警察本部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成25年度に府と市町村でインターネットによる人権侵害対策研究会を立ち上げ、情報共有と地方自治体で取り得る対策について協議。その活動の一環としてインターネット上の人権侵害の状況について現状把握を実施 ▶ その結果も踏まえ、今年度から、京都府立大学との連携（委託研究：効率的なモニタリングの手法開発と内容の分析）により、モニタリングを実施中 ▶ 啓発冊子「インターネットと人権の話」を作成し、府内学校を含む関係機関に配付するとともに、HPやイベント等で府民に提供 ▶ 平成26年度から府警察等関係機関、市町村と連携し、府民向け講演会を開催（㊿6箇所） ▶ 市町村の人権相談担当職員を対象に、インターネットに係る相談対応を学ぶ研修会を開催 	<p>京都府における青少年のインターネット利用環境対策（主な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 警察・教育委員会による保護者・児童・生徒等に対する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中・高校生に対し、各学校において非行防止教室、保護者説明会等を利用しフィルタリングの広報啓発やネットの危険性・適正利用について、非行や被害の事例も交えながら講演実施（25年度：約1,300回実施） ▶ 府青少年育成協会、警察、教育委員会等との協働による街頭啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度：8回実施（各9,200枚のちらし・グッズ配布） ・ ちらしの内容：スマホ使用時の無線LAN（Wi-Fi）接続時のフィルタリングソフトのインストールや機能制限アプリの利用促進等 ▶ 府消費生活安全センターによる小・中・高校生に対する出前講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員による消費生活トラブル(ネット被害含む)防止のための出前講座実施(25年度：33回実施(約2,000人参加)) ▶ 関係機関と広く連携した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府・京都市・府教育委員会・府警等との協働による「スマホ時代の子どもを守る「ALL京都シンポジウム」」開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日：平成26年7月29日（約200人参加） ・ 参加者：保護者、学校関係者、少年ボランティア等 ・ 内容：基調講演、中高生自身によるケーススタディの結果発表、行動アピール等発表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報モラルについての指導は、道徳、教科・総合的な学習の時間、特別活動を含めた学校教育全体で指導。 ▶ 人権学習資料集（小学校編H18・H19作成、中学校編H20作成、高等学校編H21作成）において、インターネットによる人権侵害の教材を掲載。 ▶ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やネットいじめに関する情報を教育関係者のみならず、広く府民の皆様から通報していただき、学校での指導や削除要請につなげるため、京都府教育委員会のホームページ上に「ネットいじめ通報サイト」を平成20年6月18日に開設し現在に至る。 ▶ 平成22年9月より、民間委託による学校ネットパトロールを実施し、不適切な書き込みなどの検索・監視を行っている。 ▶ フィルタリングサービス啓発やSNS利用に関する注意喚起のためのリーフレット作成・配布を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間を通じて、サイバー犯罪の未然防止と被害拡大防止に向けた活動を実施。 [内容] ・ 関係機関・団体との連携強化 ・ 各種講演会等を通じた広報啓発活動の推進 ・ サイバー犯罪相談等に対する適切な対応 ・ 京都府人権啓発推進室と連携した施策を展開
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インターネット上の人権侵害に係る人権侵犯処理事件申立が急増。現状を把握するための継続したモニタリングが必要 ▶ 短期間に拡散し、削除の手続も複雑でなかなか削除されない状況があるため、悪質な人権侵害の書き込み等については、法務局、市町村など関係機関との連携が必要 ▶ 府や市町村などの人権相談窓口でも対応スキルの向上が必要 ▶ 誰もが使うインターネットを前提に、加害者にも被害者にもならないための啓発が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 青少年が、ネットの危険性やルールについての意識が低く、対処法を知らないため、犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースが依然として多く発生しています。 ▶ 一方で、大人の多くは、日々新しくなるインターネット環境に対応できず、青少年のネット利用状況に無関心になるか、関心があっても対処法がわからないという状況であり、総合的な対策が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「ネットいじめ通報サイト」への通報は年々少なくなっているが、広く府民からの情報を得るために継続するべきである。 ▶ 携帯電話が普及した頃からすると現在はスマートフォンの普及が急激に進んでいる。ネットの利用環境も大きく変化している中、学校ネットパトロールは継続するべきである。 ▶ 情報機器が急速に発展していく中、その特性や課題について、教職員が十分理解し、対応できるよう研修を充実していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関・団体との連携を強化して、サイバー犯罪の現状や未然防止に関する情報を共有し、各団体における被害防止対策を推進したほか、違法・有害情報の通報体制を確立するなどして、被害の拡大防止に努めた。 ▶ 相談に関しては、府警ホームページの入力フォームから相談を受理することで来所や電話といった直接的なやりとりに抵抗があったり、相談時間に余裕のない相談者に対して助言指導が行えた。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続的に人権侵害書き込みのモニタリングを実施して現状を把握 ▶ 関係機関と連携し、人権の視点も踏まえた、インターネット利用上の注意点について、様々な層を対象に啓発を実施 ▶ 人権相談担当職員を対象とした研修会等により、相談窓口の機能強化 ▶ 国に対し、法的措置等を含めた実効性のある対策を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成26年7月29日開催のスマホシンポを総合的対策のキックオフとして位置付け、「青少年の安心で快適なネット活用を考えるプラットフォームにおいて、民間関係団体、企業、大学関係者も参加いただき議論しました。 ▶ その中で、①ワンストップ相談窓口の設置 ②教員・PTA向け研修会開催や教員向けサポート窓口の設置 ③大学生と協働した小中高生向けネット利用方法の広報啓発 ④企業や大学との連携によるネットリテラシー教育 ⑤子どもたち自身によるスマートフォンの利用ルールづくり等が必要との意見もあり、具体的取組の実現に向け検討を進めてまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校ネットパトロールの監視結果によると不適切な書き込みとして、「個人情報」の流布が約8割を占める。また、いじめにつながりかねない誹謗中傷の掲載、投稿も多い。いじめの防止に向け、今後も民間委託による学校ネットパトロールを実施していくべきである。 ▶ スマートフォンの普及に伴い、小学生の所有など低年齢化が進んでいる。情報モラルの指導について、小学校から、発達段階に応じて計画的に指導を進めていくべきである。 ▶ 「いじめ・非行防止キャンペーン事業」などPTAと連携した取組を充実する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インターネットの利用者が低年齢層・高齢層にも増加する中、新たな手口のサイバー犯罪の発生やサイバー犯罪に関する相談が増加しており、産学官が連携して、警察の捜査力やインターネット利用者のモラル向上・情報セキュリティ意識の醸成に向けた取り組みを図っていく必要がある。

さまざまな人権問題（個人情報の保護）

（現計画の記載内容）

<p>現代における通信技術の発達等による情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じることとなりました。</p> <p>このため、京都府においては、府民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを定めた京都府個人情報保護条例を1996年（平成8年）に制定し、京都府における個人情報の取扱の適正化に努めてきたところですが、更に一層の取扱いの適正化を図るため、職員に対する罰則などを盛り込んだ条例改正を2004年（平成16年）4月に行ったところであり、この条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。</p> <p>また、国においても、2003年（平成15年）、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定し、事業者は、この法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられることとなります。</p> <p>身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において不利益を生じさせることから、府民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあること及び個人情報の管理の重要性を広く啓発します。</p>
--

担当部局	総務部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人情報保護法に関する説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁との共催により、府内外の企業、市町村関係職員、民生・児童委員等広く一般住民を対象に個人情報保護法に関する説明会を開催し、制度の説明、個人情報の保護・過剰反応に係る講演を行い、個人情報保護制度の周知・啓発を図った。 ・ 平成24年度には、個人情報に配慮しながらも、有効活用することにより、地域における高齢者の見守り活動を行っている事例を紹介した。 ・ また、災害等の被災者支援において、個人情報の利活用が円滑に行われず、支援が円滑に行われなかった事例を踏まえ、平成25年度の説明会においては、災害時における個人情報の共有と利活用をテーマとした講演を行った。 ▶ 京都新聞に新聞意見広告を掲載（平成24年度） ▶ 府ホームページにおける啓発やパンフレットの配布による啓発 ▶ 戸籍の謄本等の提出を求めている手続に係る点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍地等の情報が記載されている戸籍謄本、戸籍抄本及び住民票については、個人情報の中でも特段の配慮が必要であることから、平成19年度から、戸籍謄本等の提出を求めている各種申請等の事務について、根拠法令の有無や本人への返還及び適正な管理等について点検を実施 ・ 結果、戸籍謄本等を返却し、又は決裁等の必要な手続が終了次第適切な方法で廃棄することや住民基本台帳システムの利用により住民票の提出を省略すること等の改善を図った。 ▶ 住民票の写し等の不正取得の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年以降、住民票の写し等の不正取得の防止を市町村とともに検討し、住民票の写し等が不正に取得された場合に被取得者に通知する不正取得型本人通知制度が平成23年8月に、住民票の写し等が第三者に取得された場合に事前に申し出た希望者に通知する事前登録型本人通知制度が、平成26年7月に府内全市町村で導入された。
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人情報保護法に関する説明会の開催等により、個人情報の不適正な取り扱いや誤った利用により、個人のプライバシーや人権を侵害する問題が起こっていることや、個人情報保護において過剰反応の弊害が生じていること等について少しずつ認識が広まっていると思われるが、個人々人において、個人情報の適切な利用と管理を行うことについてさらに認識が深まるように、引き続き普及・啓発を行っていくことが重要である。 ▶ 事前登録型本人通知制度に期待される住民票の写し等の不正取得の抑止効果を高めるためには、同制度の周知と登録者の増加が不可欠である。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人情報保護法に関する説明会等、引き続き様々な機会をとらえて、広く個人情報の保護と活用について認識を深める。 ▶ 今後、事前登録型本人通知制度の運用を通じて、効果や課題を把握し、より良い制度の実現に繋げていくことが重要であり、市町村が導入した制度がより良い制度となり登録者が増加するよう、市町村連絡調整会議を通じて今後とも更に積極的な相談・支援に努めていく。

さまざまな人権問題（性同一性障害）

（現計画の記載内容）

<p>性同一性障害は、生物学的な性（体の性）と[*]性自認（心の性）が一致していない状態を言い、世界保健機関（WHO）の[*]国際疾病分類に位置付けられています。性同一性障害のある人は、公的な書類（戸籍・住民票・パスポート等）の性別が外見や社会生活上の性別と食い違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。</p> <p>2004年（平成16年）7月から、[*]「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、[*]性別適合手術を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。しかし、なお行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。</p> <p>性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。</p>

担当部局	府民生活部（人権啓発推進室）
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 正しい理解と認識を拓けるための啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月の人権週間に新聞掲載する人権口コミ講座において、「児童・生徒と性同一性障害」を掲載（平成22年度） ・ 京都府が提供するラジオに番組において、性同一性障害を取り上げた。（平成21, 22年度） ・ 「性同一性障害と人権」の啓発パネルを作成（平成22年度）し、府関係機関、市町村等の庁舎、イベント等において掲出 ・ 人権啓発指導者養成研修会（府職員や市町村等の管理職対象）において、「性の多様性と現代社会」というテーマで研修を実施（平成21年度）
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 様々な人権課題のひとつとしての取組であり、性同一性障害を単独で取り上げた取組は多くない。 ▶ その他性に関する問題（同性愛者、両性愛者）との位置づけの整理が必要
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 性同一性障害に対する正しい理解と認識をより深めていくため、今後も継続して啓発を推進 ▶ 性同一性障害の人も含めた一人ひとりの人権を尊重する意識の醸成のため、人権全般についての啓発を今後も継続して実施

保育所・幼稚園

(現計画の「施策の方向」)

今後とも、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、**生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進**に努めます。また、**すべての職員に対する研修の充実**を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

担当部局	文化環境部	健康福祉部	教育庁
<p>取組・実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 私立幼稚園の「初任者研修」においては、毎年、文教課職員が講師となり人権講座を実施 ▶ 私立幼稚園教職員対象「人権教育研修会」では、様々な人権問題に造詣の深い講師を招聘し毎年100名前後の受講者があり、教職員の意識向上と指導力の向上に努めている。 ▶ 毎年発行している「人権教育資料」では、中等教育のみならず幼稚園、小学校低学年向けの人権教育に活用できる教材の紹介も行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育所にかよう子どもたちの保育について、京都府では、子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮されるよう、子どもの視点に立った保育の実施について、保育の実施主体である市町村と連携しながら推進 ▶ 平成23年に策定した「明日の京都」の基本方向においても、「子育て・子育ての安心」「人権尊重」を掲げているところであり、市町村とは、ブロック別意見交換会等で保育所保育指針の遵守等を周知するなど、連携して、人権に配慮した保育の実現に向けた取組を進めてきた。 ▶ 府としては、子どもの人権等にも配慮する保育所保育指針の遵守や具体的取組がさらに進展するよう、各市町村への周知や指導、さらには京都府保育協会が行う研修(㊤4回、延べ490名参加)などで広く実践されるよう普及に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府総合教育センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育講座(全教職員対象): 3回(2講座)実施 ・ 校長講座(1回)において人権に関する研修を実施 ・ 生徒指導講座(1回)においていじめに関する研修を実施 ・ 初任者・新規採用者研修(全体1回、局別計5回)において人権に関する研修を実施 ・ 10年経験者研修(2回)において人権に関する研修を実施 ・ 教育相談に関する研修: 13回(11講座)実施 ▶ 各園学校における校内研修支援 ・ 人権教育を推進するために(毎年度作成配付)
<p>評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 初任者研修では、主として普遍的な視点での人権問題を取り扱っており、初めて教員となった者の人権意識の高揚や素養修得に寄与していると考ええる。 ▶ 人権教育研修会の受講者アンケートによれば、例えば平成25年度の場合参加者全員が「理解が深まった」と回答しており、研修計画・実施内容が適切であったと考える。 ▶ 人権教育資料が各私立幼稚園で、どの程度活用されているか、指導者の評価や実践での園児の反応などの実態を、園児大会や研修会等の機会において、把握していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育の実施主体である市町村をとおして、保育所における人権を大切にすることを育むことができるよう努めてきたところである。また、人権問題や人権教育に関する研修を保育団体に委託して実施しているところである。 ▶ 受講者アンケートの結果では「理解が深まった」、「有意義であった」が8割を超えるなど、人格形成期にあたる幼児の教育を担う保育所職員の人権尊重意識の高揚を図る上で効果があったものと認識 ▶ 今後、保育を巡る環境が大きく変わり、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員にも、保育所保育指針も含めて、人権問題、人権教育に関する研修を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもの貧困率や小中学校における就学援助率が増加するなど、子どもを取り巻く状況が厳しくなっている。 ▶ 教職員の世代交代が進む中、同和問題をはじめ様々な人権問題についての理解と認識を深める研修の充実が重要
<p>今後の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園教育要領に基づき、友だちとのかかわりを通しての人権教育も大切にしていく必要がある。少子化が進み、例えばきょうだいとの関わりを持てる幼児は多くない。幼稚園での教育内容の重要性が高まる中、効果的な施策を施す必要がある。 ▶ 全国では、格差の拡大や子どもの貧困問題が叫ばれ、ネグレクトや幼児虐待事例も報道され続けている。京都府においても、各幼稚園と保護者との適切な連携や教育相談、児童相談所等の関係機関への接続を支援していく。 ▶ 人権教育資料については、その活用状況や効果を把握するとともに、幼稚園で使える教材を掲載していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後とも、様々な機会を捉えて、子どもの人権等にも配慮する保育所保育指針の遵守や具体的取組がさらに進展するよう、引き続き、各市町村への周知や指導に努める。 ▶ 保育団体と連携し、保育士等の職員に対し、人権問題、人権教育に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園教育要領に基づき、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむことができるよう、教育活動を推進 ▶ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成に向けて、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進 ▶ ルールやマナー、規範意識及びコミュニケーション能力の向上といった行動(ふるまい)の教育からのアプローチを強化することで、法をはじめ、実生活の中でのルールや決まりについて、自ら考え、理解し、行動に移せる能力を育成 ▶ 京都府総合教育センターにおいては、職能別研修、教職経験年数別の研修、すべての教職員を対象とした研修などを通じて、また、各学校においては、日常的な研修を充実することにより、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、教職員の指導力の向上を図るための取組を進める。

学校

(現計画の「施策の方向」)

<p>学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。</p> <p>学校においては、*「学習指導要領」や*「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。</p> <p>こうした基本的な認識に立ち、市町村との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。</p> <p>① <u>人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむことなどを視点とし、一人ひとりを大切にしたい教育が推進</u>されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。</p> <p>② 人権教育の指導方法の改善を図るため、<u>学校において人権教育の研究を深め、成果を府内全体の学校に波及</u>させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、府内の学校への提供に努めます。</p> <p>③ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、<u>人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくり</u>に努めます。</p> <p>④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、<u>社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実</u>に努めます。</p> <p>⑤ 人権教育にかかわる<u>教職員研修を日常的・系統的に推進</u>し、認識の深化と指導力の向上に努めます。特に、京都府総合教育センターにおいて、体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施します。また、私立学校等においても、人権教育が積極的に推進されるよう、支援と要請に努めます。</p>
--

担当部局	文化環境部	教育庁
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 私立小・中・高等学校教職員を対象に教職員の人権意識高揚と指導力の向上を図るため、「人権教育研修会」を実施し、専門的知識を有する講師を招聘するとともに、文教課職員も毎年講師として参画 ▶ 毎年発行している「人権教育資料」は、単なる資料としてではなく、人権教育に関する具体的な事例を取り上げ、学習指導案を示すなどの工夫を行った。 ▶ 各学校における「人権教育目標」や「人権教育全体計画」などの策定状況調査を実施するとともに、未策定の学校に対しては要請・啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学力充実と進路保障 ・ 学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等の実質化を図り、学力の充実や社会的自立を図る進路指導を徹底 ▶ 人権意識の高揚 ・ H17～21年度、人権学習資料集（小学校編・中学校編・高等学校編）作成 ・ H23～25年度、人権学習資料集を活用し、カリキュラムを開発した実践事例を集約した、実践事例集(小学校編・中学校編・高等学校編)を作成 ・ 各学校でこれらの資料集等を有効活用するとともに、今日的な課題を取り入れるなど学習内容の工夫・改善に努め、人権学習の一層の充実を図る。 ・ 人権教育の指導の在り方については、研究指定校や推進地域において研究・実践を行い、その成果を府内のすべての学校に広く波及させることなどにより、指導方法の改善を図る。 ・ 平成25年度、体罰防止の手引きを作成 ・ 平成24年度、「いじめの問題の解決のために-教職員用ハンドブック-」を作成 ・ 平成26年4月、京都府いじめ防止基本方針を策定、各学校においても学校独自の「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を設置し、いじめの未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を充実 ・ 府立るり溪少年自然の家を活用した「みどりキャンプ」「ふれあい宿泊学習」をはじめとする高校生や大学生等のボランティア活動 ▶ 教職員研修の充実 ・ 人権教育講座（全教職員対象）：年3回（2講座）実施 ・ 校長講座（年1回）において人権に関する研修を実施 ・ 副校長講座（年1回）において人権に関する研修を実施 ・ 生徒指導講座（年1回）においていじめに関する研修を実施 ・ 初任者・新規採用者研修（年全体1回、局別計5回）において人権に関する研修を実施 ・ 10年経験者研修（年2回）において人権に関する研修を実施 ・ 教育相談に関する研修：年13回（11講座）実施 ・ 人権教育指導資料（H22年度作成）や人権学習資料集や実践事例集等を効果的に活用した、各学校での校内研修の実施
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権教育研修会については、受講者から好評を得ており、研修計画・実施内容は適切であったと考える。 ▶ 人権教育資料が、各校でどの程度活用されているか、指導者の評価や実践での児童生徒の変容などの実態を把握していく必要 ▶ 各校への聞き取り調査では、それぞれ工夫した人権教育がなされているが、計画的・系統的な人権教育には、全ての学校で「人権教育目標」や「人権教育全体計画」などが策定されることが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小学校、中学校の全国学力学習状況調査の結果や高等学校進学率、高等学校における中途退学率で改善傾向が見られる。 ▶ 就学援助率が増加するなど、子どもを取り巻く状況が厳しくなっている。 ▶ 教職員の世代交代が進む中、同和問題をはじめ様々な人権問題についての理解と認識を深める研修の充実が重要
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 同和問題をはじめとする様々な人権問題について、教職員自らの人権意識の高揚を図ると共に、指導力向上が必要 ▶ 近年、情報化の進展が著しいが、「情報社会の光と影」の影の部分にも焦点を当て、児童生徒による情報の取捨選択能力なども育成する必要がある。SNSの不適切な利用によるネットいじめの問題などは、学校教育の役割が大きい。今後も、こういった新しい人権問題についても、児童生徒が望ましい力を付けられるよう、教職員研修の充実や効果的な教材の提供に努めていく。 ▶ 人権教育資料が各校において、どの程度活用され、どのような効果があるのか把握に努めていくとともに、全ての学校で「人権教育目標」や「人権教育全体計画」が策定されるよう啓発・依頼を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。そのため、小学校低学年から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善などにより基礎・基本の徹底を図る。 ▶ 経済的な理由により進路が閉ざされないように、「就・修学及び進学・就職を支援するための各種援護制度」の活用をはじめ、まなび・生活アドバイザーによる福祉関係機関との連携による進学に関わる支援の充実 ▶ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成に向けて、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進する。 ▶ ルールやマナー、規範意識及びコミュニケーション能力の向上といった行動（ふるまい）の教育からのアプローチを強化することで、法をはじめ、実生活の中でのルールや決まりについて、自ら考え、理解し、行動に移せる能力を育成する。 ▶ 京都府総合教育センターにおいては、職能別研修、教職経験年数別の研修、すべての教職員を対象とした研修などを通じて、また、各学校においては、日常的な研修を充実することにより、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、教職員の指導力の向上を図るための取組を進める。

地域社会

(現計画の「施策の方向」)

府民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムの開発を進めるとともに、広く関係機関にその成果を普及し、府内各地における人権教育資料等の活用状況を把握して、必要に応じて改訂を行うなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

担当部局	府民生活部（人権啓発推進室）	文化環境部	教育庁
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権問題啓発補助事業により、住民を対象に市町村が行う講演会や指導者研修会、住民の交流を図る取組を支援（㉔研修参加者数17,049人） ▶ 府職員のほか、住民に身近な市町村職員や人権擁護委員等を対象とする指導者養成研修会では、様々な人権問題についてより専門的な視点からの講演会と合わせてワークショップを積極的に導入。受講者の資質向上と職場や地域での主体的な取組を支援 ▶ 社会的に関心の高いインターネットに係る人権問題を取り上げ、市町村や府警察など関係機関と連携し、府民向けの講演会を開催（㉔6カ所） ▶ 平成25年度に作成した人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」を、学生ボランティアを中心に構成された「広め隊」が市町村や地域のイベント、学校等を訪問して、参加者との合唱や、紙芝居などを活用した啓発活動を実施（㉔6回） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府の生涯学習振興基本構想（京都OWN学習プラン）の具体化の一環として、平成17年度からホームページ「京都府生涯学習・スポーツ情報」に「京の府民大学」等の講座情報を提供するとともに、生涯学習ネット講座を配信し、府民が生涯学習に取り組みやすい環境を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 視聴覚ライブラリーにおいて、現在1,026本の教材を整備し、平成25年度は、74団体、133本の貸し出しを行った。 ▶ 平成21年に人権学習資料集（社会教育編）を作成した。また、市町村における生涯学習・社会教育に関する取組状況調査を毎年実施し、取組状況の交流等を行っている。 ▶ 府立り溪少年自然の家を活用した「みどりキャンプ」「ふれあい宿泊学習」をはじめ、平成24年度からは「防災キャンプ」を高校生や大学生等のボランティアの協力を得ながら実施 ▶ 京都府人権教育指導者研修会を実施し、ファシリテーター等指導者を養成するとともに、参加型学習をより効果的に進めるための学習プログラムを作成、提供
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権啓発事業では、新規の参加者の開拓や具体的な成果の把握が難しい。 ▶ 指導者養成研修では、専門性の高い講演とワークショップを通じて、人権問題に取り組む地域の指導者を養成しており、内容について参加者からは一定の評価されているが、対象者が固定的 ▶ 人権啓発イメージソングなどを活用した新規の啓発事業では、市町村や法務局、人権擁護委員との連携を図ることによって、多様な機会を活用した啓発が可能となっており、参加者の増加や評価に繋がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 府民の学習ニーズに対応し、人権に係る多種多様な講座を掲載しており、府民に対する意識啓発に寄与 ▶ 特に生涯学習ネット講座においては、外国人、障害者、女性等、人権に係る多様な講座を配信しており、全体の講座数も増加させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ あらゆる人権問題を視野に入れ、府民のニーズに応じた研修内容・方法を創意工夫するとともに、参加者が主体的に学べる手法や実践につながるわかりやすい教材・資料を開発し、提供する必要がある。 ▶ 独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成24年度調査報告書によると、自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、道徳観や正義感が高い傾向にあるという結果が出ている。こうした結果も踏まえ、各市町が体験活動プログラムを積極的に取り入れ、実施できるように支援していく必要がある。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村や法務局、人権擁護委員、NPO等との連携を図ることによって、多様な機会、人材を活用した啓発事業を企画、実施し、啓発事業への参加者を拡大 ▶ 地域で人権問題に取り組む指導者を養成するため、市町村等との密接な連携の下で対象者を拡大 ▶ 市町村が実施する、社会教育施設及び隣保館等を拠点とした研修や啓発事業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、幅広く講座情報を収集・発信するとともに、ネット講座の講座数を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、近年の新たな人権問題等についての正しい理解と認識を深めるため、多様な学習機会の提供、研修を通じての指導者の養成・資質向上、人権教育資料の工夫・改善、多様な活動・体験活動の機会の充実は今後も必要である。 ▶ 人権に関する情報の発信拠点として、資料収集・研究、情報提供に努める必要がある。 ▶ 府立り溪少年自然の家における、ボランティア活動を含む様々な体験活動の充実を図る。

家庭

(現計画の「施策の方向」)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果がはぐくまれるような**家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供**に努めます。
 また、**子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実**に努めます。
 さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、**児童相談所等の専門性を生かし、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実**に努めます。
これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育機能の強化の支援に努めます。

担当部局	健康福祉部	教育庁
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童虐待や非行などの子どもの問題やDVなどの女性問題、また、障害者の支援など、複雑多様化する家庭問題に迅速かつ的確な対応するため、平成22年度「京都府家庭支援総合センター」を開設するとともに、宇治児童相談所、福知山児童相談所の機能を強化し、「京都府南部家庭支援センター」、「京都府北部家庭支援センター」と位置づけ、京都府内全域での家庭問題に対応する体制を構築し、解決に向け、きめ細やかな支援を行っている。 ▶ また、家庭支援総合センターにおいて、関係機関職員などに対し、幅広く体系的な研修を実施し、専門性の確保に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成19年度から府内小学校のPTAが中心となり、小学校就学前の保護者の子育てに対する悩みや不安を和らげ、親同士のつながりを作る「親のための応援塾事業」を実施（平成26年度からは各PTAの独自事業） ▶ 平成26年度に家庭教育資料「親の学び 一人で悩まないで」を作成・配布し、各教育局・小学校で実施されるPTA指導者研修会等で活用されている。 ▶ 京都府総合教育センターにおいて、電話による教育相談、メールによる教育相談、来所による教育相談、巡回による教育相談の実施
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童虐待相談受理件数が年々増加しており、その内容も多様化・複雑化していることから、児童相談所等体制の充実、市町村や関係機関との連携の強化、府・市町村等関係職員の専門性の向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成26年度から「親のための応援塾事業」については、各PTAの独自事業という形をとっているが、定着した取組となり、各校で工夫した取組がされている。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭支援総合センターが実施している府や市町村等の関係職員を対象とした研修を充実するとともに、市町村や関係機関との一層の連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 急速な少子化が進む中、子育ての負担感や不安感を軽減するため子育て家庭への支援を充実するための施策が必要である。また、学校や地域等、社会全体で子どもをはぐくんでいくよう、特に、ひとり親家庭を中心に育児や子どもに関する相談・支援を行い、学習機会の充実及び子育てに関する資料や情報の提供を行う。 ▶ 児童虐待は子どもに対する人権侵害であり、社会全体で早急に解決しなければならない。児童虐待防止に関する研修会の実施等、地域社会が虐待に対して敏感になり、虐待を許さないという気運を高める必要がある。

企業・職場

(現計画の「施策の方向」)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報などの適正な管理など、**企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役職員等を対象とした人権研修の充実**に努めます。
 また、**採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促す**とともに、その資質の向上に努めることができるよう、**企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援**に努めます。

担当部局	府民生活部（人権啓発推進室）	商工労働観光部	農林水産部	建設交通部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都地方法務局、国の地方機関、京都府、京都市で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」を通じて、各企業に対し企業内人権啓発推進員の導入を働きかけるとともに、推進員の資質向上を図るための研修を毎年実施 ・企業内人権啓発推進員設置企業数 3,845事業所（25末） ・企業対象人権研修：毎年1回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中小企業労働相談事業を昭和31年から継続して実施 ▶ 公正採用選考推進旬間（6/10～6/19）での啓発活動を毎年実施（啓発ポスターの作成、新聞への意見広告掲載、テレビのスポット啓発など） ▶ 京都労働局と連携した府内企業向け「京都府企業内人権問題啓発セミナー」の実施 ▶ 商工関係団体役職員等を対象とした人権啓発研修を毎年実施（府内4会場） ▶ 府営工業団地入居企業を対象とした人権研修を毎年実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各団体が研修会を開催するとともに、啓発資料を作成・配布（以下は平成25年度実績） ○ 京都府農業協同組合中央会 <ul style="list-style-type: none"> ・研修1回（中央会、各連合会職員対象：参加90人） ・啓発資料の作成・配布2種類 各JA、各連合会等に配布（カレンダー3,600部、パンフレット2,200部） ○ 京都府漁業協同組合 <ul style="list-style-type: none"> ・研修1回（漁業関係団体職員等対象：参加44人） ・啓発資料の作成・配布1種類 漁協等の役員・職員に配布（ステープラー260個） ○ 京都府森林組合連合会 <ul style="list-style-type: none"> ・研修1回（連合会・各森林組合職員等対象：参加21人） ・啓発資料の作成・配布1種類（人権啓発資料500部） ○ 京都府ほか11団体の共催 <ul style="list-style-type: none"> ・研修1回（府内の農林漁業関係団体職員対象：参加353人） ・啓発資料の作成・配布2種類（研修レジュメ400部、パンフレット400部 農林漁業関係団体職員等に配布） 	<p>【指導検査課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設業者人権啓発研修 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、外国人あるいは新たな人権問題等に対する認識を深め、人権啓発を図る観点から、昭和61年度より毎年2公所ずつ回り持ちで、建設業者人権研修を実施 ・主に、世界人権問題研究センターから講師を招き、講演及び啓発映画による研修を実施 ・実施状況（H17～25） 南部会場 延べ567名 北部会場 延べ1,148名 ▶ 【建築指導課】 宅建業界に対する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者及び取引主任者に対し、業界団体の研修会や主任者証更新時の法定講習会等の機会をとらえて、基本的人権の尊重、差別の排除に向けた指導・啓発を行ってきた。 ・主任者法定講習は、平成23年11月の宅建業における人権指針の策定以降、平成26年9月までに通算65回実施し、約5,500人の主任者が受講 ・さらに、業界団体で会員への指導的役割を担う者を対象に、平成25年度からは府と業界2団体との共催で、新たに合同人権研修会を開催
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業内人権啓発推進員の設置は進んできているが、今後は職場研修の充実や推進員の活性化の取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 労働相談窓口には解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題に関する労使双方からの相談が2,000件以上寄せられるなど、中小企業の相談窓口として定着 ▶ 人権啓発セミナー・研修には合計で1,800名を超える参加者があり、これらを継続実施することで企業・職場における人権尊重意識の高揚や公正採用選考システムの確立に大きく寄与している。セミナー・研修参加者を通じ、企業内で必要な情報が共有され、社内全体に人権問題についての正しい理解と認識が深まることで、人権尊重意識の高い職場づくりや公正採用選考システムの確立などにも着実に繋がってきている。 ▶ 職場内でのハラスメントや働く人のメンタルヘルス、また今なお就職差別につながるおそれのある不適切な面接など、人権問題となる事例が見られるため、引き続き各種啓発事業を実施していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業関係団体が主催する研修会の実施や啓発資料の作成・配布を通じて、様々な人権啓発について考える機会を持つとともに、役職員を中心に周知を図ることができた。 	<p>【指導検査課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設業は、地元雇用を支える重要な基幹産業であるため、業界の健全な発展が必要 ▶ また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。 ▶ 【建築指導課】 事業者向けと個人資格者向けの両方向から継続的に啓発に取り組んだことにより、業界全体の人権意識の向上は一定図ることができたと考えている。 ▶ 宅建取引の現場にいつもの人権意識の浸透を図るためには、業界団体が業者に対する指導的役割を果たしていくことが重要であり、そのためには業界団体の役員などが重要であり、そのためには業界団体の役員などが重要であり、そのためには業界団体の役員などが重要であり、そのためには業界団体の役員などが重要である。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、企業内人権啓発推進員の設置や研修会への参加、職場研修の充実などについて、京都人権啓発行政連絡協議会の構成機関が所管分野のネットワークを活かして、働きかけを行うなど、より効果的な方策を検討し、取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業や商工業団体の活動は多岐にわたり、自らの雇用、労働環境はもとより、個人情報の保護や個々の事業活動に伴う企業・職場内外の取組について、常に人権問題の意識を持って対応するとともに、機会あるごとに意識の向上を図る必要があることから、府内企業の代表者や商工業団体の役職員を対象とした人権啓発研修会の開催及び人権研修事業への支援を通じて人権啓発の取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後も様々な人権問題に対して、研修会・資料等を通じて、企業・職場での人権啓発を継続することが必要 	<p>【指導検査課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後も引き続き年間2箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深め、業界の健全な発展を目指す。 ▶ 【建築指導課】 業界団体の指導的立場にある者に対する研修については、内容を工夫しながら、今後も継続して啓発を進める。 ▶ 宅建業法の改正により、平成27年度からは取引主任者が取引士へと変更され、いつもの社会的責任を求められることとなったことを踏まえ、法定講習科目の見直しや講習手法を改善しながら、今後も継続して啓発を進める。

教職員・社会教育関係職員

(現計画の「施策の方向」)

<p>教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、京都府総合教育センター等における研修内容を充実させ、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。</p> <p>また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。</p> <p>なお、府内における学校教育の重要な一翼を担う私立幼稚園・小・中・高等学校及び専修・各種学校や大学における教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに私立学校教職員を対象とした人権研修や府立大学及び府立医科大学の教職員に対する人権研修を行います。</p> <p>また、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の一層の充実に努めます。</p>
--

担当部局	文化環境部	教育庁
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 私立学校教職員を対象とした人権研修については、幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校の校種別に、毎年3回実施。様々な人権問題に造詣の深い講師を招聘しているほか、文教課職員も講師として参画し、人権教育の動向など最新の情報提供に努めている。また、「人権教育資料」を毎年作成し、府内専修学校・各種学校の全常勤教員に配布している。 ▶ 府立医科大・府立大学においても、教職員を対象として、人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修に取り組んでおり、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る幅広いテーマを設定し、多くの教職員が受講できるよう複数回実施 	<p>【教職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府総合教育センター ・ 人権教育講座（全教職員対象）：年3回（2講座）実施 ・ 校長講座（年1回）において人権に関する研修を実施 ・ 副校長講座（年1回）において人権に関する研修を実施 ・ 生徒指導講座（年1回）においていじめに関する研修を実施 ・ 初任者・新規採用者研修（年全体1回、局別計5回）において人権に関する研修を実施 ・ 10年経験者研修（年2回）において人権に関する研修を実施 ・ 教育相談に関する研修：年13回（11講座）実施 ▶ 各学校における校内研修支援 ・ 人権学習資料集（小学校編・中学校編・高等学校編、H17～H21作成）、人権学習実践事例集（小学校編・中学校編・高等学校編、H23～H25作成）、人権教育指導資料（H22作成）、教職員人権研修ハンドブック（H26作成予定） ・ いじめ問題の解決のために-教職員ハンドブック-（H24作成、H26改訂予定） ・ 体罰防止の手引き（H25作成） <p>【社会教育関係職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年2回実施している京都府人権教育指導者研修会は、学識経験者、社会教育関係団体 の代表者及び学校教育関係者等で組織される京都府人権教育企画推進委員会での意見 を踏まえ、学習内容や方法の工夫改善に努めてきた。 ▶ 教育局別人権教育行政担当者等研究協議会を年3回実施し、人権に関する課題解決の方策について研究協議及び情報交流などを行う。
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 私立学校の人権教育研修会の受講者アンケート結果では、「理解が深まった」との回答が多く、研修計画・実施内容は適切であったと思われる。また、「人権教育資料」についても、各校における人権教育に寄与しているものと思われる。 ▶ 府立医科大・府立大学の人権研修の受講者アンケート結果から、人権問題に関する理解が深められたと思われ、教職員の参加も増加している。 	<p>【教職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 不登校児童生徒の理解と対応や子どもの心の理解を深める取り組みを進めている。 ▶ 同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえた人権教育の推進について理解を深めた。 ▶ 若手教職員が増える中、センターでの人権教育研修は、自分の人権意識を再認識する貴重な機会となっているが、人権教育推進の担い手としての自覚と自らの人権感覚の問い直しが日常的に必要である。 ▶ 多くの学校で校内研修が行われているが、同和教育の成果と手法を確実に継承・活用できるようにするため、日々の実践を通じた職場での交流や研修がさらに求められる。 <p>【社会教育関係職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府人権教育指導者研修会においては、講義型学習に加えて参加型学習を取り入れ、ファシリテータの養成のため、参加者が主体的に活動できるように工夫してきた。各地域で行われる人権研修や啓発事業は、地域の実情に応じた内容や方法で取り組むこと、参加型学習をより効果的に進めるための多様な学習プログラムの提供が必要である。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後も、人権問題全般について幅広く、教職員研修の充実や効果的な教材の提供に努めていく。 ▶ また、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう京都府私立中学高等学校連合会が設置する私学修学支援相談センターと連携するなど教育相談の充実を支援していく。 ▶ なお、各私立学校の実践把握については、調査を26年度から毎年実施することに改めるとともにフィードバックも早期に各校に行っていくこととする。 ▶ 府立医科大・府立大学においても、今後もさらに多くの教職員が参加できるよう実施時期や研修テーマを工夫するなど人権研修の取組を推進していく。 	<p>【教職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多くの研修において特別支援教育・教育相談の視点及び府の施策（貧困、いじめ、学力等）を考慮して研修内容を再構築する。 ▶ 教科教育講座の充実を図り、授業改善を図ることで、一層の学力充実と進路保障に努める。 ▶ 子どもの貧困問題に関する内容や児童生徒の自尊感情を高める指導等についても人権教育講座の研修項目として位置付け、教職員の人権意識の高揚を図る研修を一層進める。 ▶ 情報モラル教育に係る研修の充実を図る。 <p>【社会教育関係職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校、家庭、地域、企業、NPO等との連携や協働を進め、府民が主体的に人権に関する取組を支援することが必要である。様々な場所や機会を通じて行われている研修会等を効果的に実施するため、人権に関する知識、研修方法や啓発に関する有用な情報を収集し、適切に提供をする必要がある。

医療関係者

(現計画の「施策の方向」)

<p>患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の向上を図るため、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等に対する人権教育が推進されるよう、<u>医療従事者を育成する学校や養成所のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体における人権教育・啓発の充実について指導・要請に努めるほか、京都府が実施する研修においても、関係団体の参加を求めています。</u></p> <p>また、<u>京都府に医療に関する患者や家族の苦情等に対応するための窓口を設置し、医療機関に必要な指導を行う等、人権啓発の充実を図っていくこととします。</u></p>

担当部局	健康福祉部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体人権研修：京都予防医学センター、京都府看護協会、京都府歯科技工士会、京都府歯科衛生士会、京都府放射線技師会、京都府理学療法士会、京都府作業療法師会等 京都府医療安全支援センター（愛称「医・療ほっとあんしん相談」）の設置：医療課内
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係団体の人権意識の向上に寄与。 医療関係団体の職員の参加は、交代勤務等の関係で少数であることから、職場での伝達研修が必要 京都府医療安全支援センター（愛称「医療ほっとあんしん相談」）では、看護師等による医療相談、医療相談事例の収集、分析及び情報提供等を行っており、年間約1,000件の相談に対応
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加へ引き続き呼びかける 研修に参加しやすいよう、日程や開催回数等を実施

保健福祉関係者

(現計画の「施策の方向」)

<p><u>保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援します。</u></p> <p>また、こうした保健福祉関係職員を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実について指導・要請に努めます。</p>
--

担当部局	健康福祉部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉関係者は、生活保護ケースワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等、子どもや高齢者、障害のある人等と接する機会が多く、住民にとって身近な相談相手であり、人権意識を強く持って職務に取り組む必要がある。人権問題に対する全国的な意識高揚に加え、これまでの研修等の実施により、保健福祉関係全体の意識を高めてきた。
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉関係者の日常業務は「人」から「人」にサービスを提供することが基本であり、少子高齢化が進む中、多くの場面で人権に配慮した対応が求められる。保健福祉に関係する一人一人が、人権に対する理解を深め、認識を高められるよう、人権研修に取り組んでいく必要がある。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 今後も保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援 また、こうした保健福祉関係職員を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実について指導・要請に努める。

消防職員

(現計画の「施策の方向」)

<p>消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行うよう、<u>府立消防学校において人権に関する講義の充実に努めるとともに、各消防本部において継続的に人権研修が実施されるよう要請に努めます。</u></p>

担当部局	府民生活部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 消防学校が実施する人権教育については、「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年11月策定）により、消防職員の初任教育、幹部教育初級幹部科、中級幹部科及び上級幹部科の4科における実施が位置づけられている。 この教育訓練の基準に基づき、府立消防学校では「初任教育」、「初級幹部科」及び「中級幹部科」において人権問題について正しく認識させるため実施している。（「上級幹部科」は現在実施していない） 近年の実施状況等は、以下のとおり（初級幹部科、中級幹部科は隔年実施） <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任教育 平成25年6月11日実施（2時間）60名 ・ 中級幹部科 平成26年2月19日実施（2時間）20名 ○ 平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任教育 平成26年6月4日実施（2時間）57名 ・ 初級幹部科 平成27年2月16日～2月27日の期間内で1日予定（2時間）人数：未定
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 【評価】消防職員初任教育（平成25年度）実施後のアンケート結果では、全般を通して「非常に有意義であった」が15%、「有意義であった」が78%を占めるなど、例年、受講者から高い評価を得ており、消防業務を遂行する上において、人権意識をもって従事できるよう基礎的な啓発が実施できたものと考えている。研修効果については、今後、各消防本部へ帰任後の現場対応において現れてくるものと期待している。 【課題】消防職員は、その業務を通じて地域住民の生命と暮らしを災害から守ることで社会安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努めていることから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められる。そのため職員に対する人権意識の高揚に向けて継続した取組が必要。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、消防職員が業務を遂行する上において、人権問題については幅広い知識を修得する必要があることから、消防学校で実施する消防職員の初任教育及び幹部教育に組み入れ、それぞれの対象者に見合ったテーマ（講義方式）で実施

警察職員

(現計画の「施策の方向」)

今後とも、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行うため、職場や警察学校における各種教養などの機会を通じて、**警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育の充実に努めます。**

また、被害者の救援、捜査過程における二次的被害の防止・軽減等のための各種施策の推進をはじめ、DVを含む人権侵害の被害者が抱える多様なニーズに応えるためのきめ細かな被害者対策の実践や、次代を担う青少年の健全育成に関する諸活動の積極的な推進に努めます。

担当部局	警察本部
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 採用時に研修を行う警察学校では、警察職員として一般的に必要とされる人権に関する教養を行ってきたほか、警察署等への配置後は、研修や職場での教養を通じて、人権問題についての理解を深め、人権を尊重した公平な職務執行に努めてきた。
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 警察職員の職務は、国民の権利・自由を守るという立場にあり、いろいろな場面で「人権」に深く関わっていることから、人権を尊重した警察活動を徹底するため、「職務倫理教養の推進、適切な市民応接の強化を始めとする被害者その他関係者等の人権への配慮に重点をおいた職場及び各級警察学校における教育訓練の充実」が強く求められる。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 今後も学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえた人権教育を通じて、警察職員一人ひとりが人権問題についての理解を深め、より一層、人権に配慮した適正な職務執行を期するための教養に努める。

公務員

(現計画の「施策の方向」)

京都府職員に対しては、**職務内容に応じた人権研修を一層推進**すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、**講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。**各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、**職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。**また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、**職員一人ひとりが担当する業務を点検することができる指標づくりに取り組めます。**

なお、市町村職員に対しても、指導者養成研修会等を実施するとともに、積極的に各種情報の提供を行い職員の人権意識の向上を支援します。

担当部局	府民生活部（人権啓発推進室）	知事直轄組織
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 職場や地域において人権研修などの人権啓発事業を企画・実施する指導的人材を養成するため、毎年、指導者養成研修を実施（対象者：京都府人権啓発指導員・推進員、市町村の管理職相当職員等） 指導者養成研修会の講演を講演録としてまとめ、研修等で活用 現場で直接府民から相談を受ける立場の職員の相談技能、資質の向上のため、毎年、相談機関等担当職員研修会を開催（対象者：府・国・市町村の相談窓口担当者、人権擁護委員） インターネット上で人権侵害等の実態を把握し、地方公共団体として取り得る効果的な対策を検討するため、平成25年度に、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修は、職員研修の重点事項の一つと位置付けて取り組んでいる。 具体的には、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を基に、毎年度、人権問題研修計画を策定して全職員に周知徹底を図りながら、若手職員から管理職までの職位に応じて実施する職務基本研修で取り上げるほか、職場での人権研修を推進する立場の職場研修指導者・主任を対象とする研修、研修センターが開催する全職員対象の研修を実施している。 さらに、各部局ごとに職場研修を実施し、職場や地域における身近な人権問題を取り上げており、全ての職員が少なくとも年1回以上人権問題の研修を受けられるよう取り組んでいる。
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 研修実施に当たっては、講義形式とワークショップ形式を組み合わせ、知識と理解が深まるよう運営を工夫 相談担当職員研修では、グループワークによる事例検討など実践的な内容で開催 インターネット研究会では、大学教授等やインターネット専門相談窓口等の専門家を招き、最新の状況を市町村と共有しながら取組を検討している。 研修等の日程によっては、市町村からの参加が難しい場合があるため、市町村の行事予定を把握するなどしながら、多くの参加が得られるようにしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府では、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」に基づき、「府民一人ひとりの尊厳や人権が尊重される社会の実現」を府政運営の基本の一つとしているところ。 「新京都府人権教育・啓発推進計画」においても、公務員は「人権に特に関係する職業従事者」として位置付けられており、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って、真摯に行動することが求められていると認識 前記研修を行うごとに受研者から聴取したアンケートなどを参考にしながら、差別落書き、身元調査や土地差別調査、インターネットの書き込み、ヘイトスピーチ等の差別事象の実態などもテーマにするとともに、講義・講演方式に加えて、討議方式等による参加型研修を行うなど、研修成果を高める工夫をしている。また、世界人権問題研究センターとの連携・協力の下、こうした研修実施に係るテーマ設定・講師選定・研修手法等の企画・立案への助言をいただくとともに、人権大学講座の受講により、質の高い研修の実施に努めてきたところ。 以上のような取組により、府職員としての主体的な立場を自覚するとともに、様々な人権問題の解決に向けての意識の向上に繋がっているものと認識している。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、研修方法を工夫しながら、職務内容に応じた人権研修を一層推進する。 最新の人権問題を含む様々な問題を取り上げ、研修や講演録等を通じて、職場研修や自己啓発における活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、「明日の京都」や「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を踏まえ、より一層行動が伴うよう、人権問題の解決に向けて、職務遂行上は当然のこととし、地域社会においても積極的な役割を果たすことのできる職員の育成に向け、効果的な研修となるように、受研者のニーズ、差別事象の実態などを踏まえたテーマ設定や、研修技法についても、講義・講演方式に加え、討議方式等の参加型の研修を推進するなどの工夫をする中で継続して実施していくこととする。

マスメディア関係者

(現計画の「施策の方向」)

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に府民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

担当部局	知事直轄組織
取組・実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 特に、個人情報取り扱いや被害者等の心情に配慮すべき事案が発生した場合は、京都府の会見（レクチャー）や記者発表時に、取材や記事掲載における配慮を要請している。
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関として、人権を尊重した取材・報道は、自主・自律的に行うべきと考えるが、本府において、特に配慮を要する事案を発表する場合は、その都度、適切な要請を行う必要がある。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、人権に配慮した取材・報道が行われるよう、要請を継続していく。